

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 5 月 24 日（金）第 517 号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則（※）（市町村課取扱い） 1

## 規 則

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第41号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成27年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 4 項第 1 号中「及び次条第 1 項」を「，次条第 1 項，第 7 条第 1 項及び第 8 条」に改め，同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「第 5 条」を「第 8 条」に改め，同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（附票本人確認情報の提供方法）

第 3 条 条例第 7 条の規定による附票本人確認情報の提供は，住民基本台帳法施行規則第 36 条の電子計算機の操作によるものとし，その送信又は送付の方法については，電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準によるものとする。

本則に次の 2 条を加える。

（条例別表第 3 の規則で定める事務）

第 7 条 条例別表第 3 の 1 の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。

- (1) 給付の請求の受理，その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

2 条例別表第 3 の 2 の項の規則で定めるものは第 1 号に掲げるとおりとし，同項の規則で定める事務は第 2 号に掲げるとおりとする。

- (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第 5 条第 7 項の療養手当又は水俣病総合対策医療事業実施要綱第 11 条第 1 項の療養費，同要綱第 14 条第 1 項のはり・きゅう施術・温泉療養費若しくは同要綱第 17 条第 1 項の療養手当
- (2) 条例別表 3 の 2 の項の支給を受けている者又はその支給の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

3 条例別表第 3 の 3 の項の規則で定める事務は，児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の過誤払を受けた者若しくはその者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の

事実の確認とする。

- 4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条第1項若しくは第6条第1項の資金の貸付けを受けている者若しくはその連帯債務者若しくは連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
- 5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第1項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第7条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 介護保険法第69条の2第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 介護保険法第69条の4の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 7 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は、入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。  
(条例別表第4の規則で定める事務)

第8条 条例別表第4の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。